

福井県報

第 2947 号
平成 30 年
8 月 14 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

告示

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (三三二五・長寿福祉課) ……………1
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 (三三二六・同) ……………1
- 道路の区域の変更 (三三二七・三三二八・道路保全課) ……………1
- 道路の供用の開始 (三三二九・同) ……………1

公告

- 公共測量の実施 (土木管理課) ……………1

告示

福井県告示第325号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年8月14日

福井県知事 西川 一誠

- 一 事業所の名称
株式会社KADUアシスト
- 二 事業所の所在地
小浜市小浜竜田10番地
- 三 事業者の名称
株式会社KADUアシスト
- 四 指定年月日
平成30年8月1日
- 五 サービスの種類
福祉用具貸与
- 六 介護保険事業所番号
1870400452
- 二一 事業所の名称
株式会社KADUアシスト
- 二 事業所の所在地
小浜市小浜竜田10番地
- 三 事業者の名称
株式会社KADUアシスト
- 四 指定年月日
平成30年8月1日

サービスの種類

特定福祉用具販売

介護保険事業所番号

1870400452

三 事業所の名称

さくら病院

事業所の所在地

福井市下荒井町第21号44番地の1

事業者の名称

医療法人さくら千寿会

指定年月日

平成30年8月1日

サービスの種類

訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号

1810120756

福井県告示第326号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

平成30年8月14日

福井県知事 西川 一誠

- 一 事業所の名称
株式会社KADUアシスト
- 二 事業所の所在地
小浜市小浜竜田10番地
- 三 事業者の名称
株式会社KADUアシスト
- 四 指定年月日
平成30年8月1日
- 五 サービスの種類
介護予防福祉用具貸与
- 六 介護保険事業所番号
1870400452
- 二一 事業所の名称

株式会社KADUアシスト

事業所の所在地

小浜市小浜竜田10番地

事業者の名称

株式会社KADUアシスト

指定年月日

平成30年8月1日

サービスの種類

特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号

1870400452

三 事業所の名称

さくら病院

事業所の所在地

福井市下荒井町第21号44番地の1

事業者の名称

医療法人さくら千寿会

指定年月日

平成30年8月1日

サービスの種類

介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号

1810120756

福井県告示第327号

一般国道158号の下記区間において、道路の区域の変更をしたので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成30年8月14日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

福井県知事 西川 一誠

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	158号	新	大野市蔵生135字船頭7番2から	120	2022
			大野市蔵生135字船頭12番まで	130.3	
			大野市蔵生135字船頭7番2から	120	
		旧	大野市蔵生135字船頭12番まで	132	202.2

福井県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、平成30年8月14日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	東郷麻生津線	新	福井市下細江町6字南田3番3から	120	100.0
			福井市下細江町10字当寛9番3まで	15.0	
			福井市下細江町6字南田3番3から	12.0	
		旧	福井市下細江町6字南田1番2まで	12.0	100.0

福井県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、平成30年8月14日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	東郷麻生津線	福井市下細江町6字南田4番2から 福井市下細江町10字当寛9番3まで	平成30年8月14日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小浜市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年8月14日

福井県知事 西川 一誠

- 測量計画機関の名称
小浜市
- 作業の種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 作業の期間
平成30年8月15日から平成30年12月20日まで
- 作業の地域
小浜市内全域

平成三十年八月十四日印
平成三十年八月十四日発

刷 行

発行人 一九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
印刷人 一九一〇一八五八 福井県福井市手寄一丁目十五・二十七 (株)竹下印刷所

電話 二三三三番